

改正案	現 行
<p>(水路のコンクリート以外の使用材料)</p> <p><b>第23条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項において、樹脂管を使用する場合にあっては、以下のものがある。 日本電気技術規格委員会規格 JESC H3004(2017)「水路に使用する樹脂管（一般市販管）及びその許容応力」の「2.1」</p>	<p>(水路のコンクリート以外の使用材料)</p> <p><b>第23条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項において、樹脂管を使用する場合にあっては、以下のものがある。 日本電気技術規格委員会規格 JESC H3004(2012)「水路に使用する樹脂管（一般市販管）及びその許容応力」の「2.1」</p>
<p>(管胴本体の許容応力)</p> <p><b>第33条</b> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項において、樹脂管を使用する場合にあっては、日本電気技術規格委員会規格 JESC H3004(2017)「水路に使用する樹脂管（一般市販管）及びその許容応力」の「2.2」によるものとする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(管胴本体の許容応力)</p> <p><b>第33条</b> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項において、樹脂管を使用する場合にあっては、日本電気技術規格委員会規格 JESC H3004(2012)「水路に使用する樹脂管（一般市販管）及びその許容応力」の「2.2」によるものとする。</p> <p>6 (略)</p>

附 則

この解釈は、令和 年 月 日から施行する